

1 審査会の結論

審査請求人が瀬戸市情報公開条例（平成12年瀬戸市条例第5号。以下「条例」という。）第5条に基づき、平成29年9月25日付けで行った「1. 各小中学校におけるアスベスト含有建材使用箇所及び使用材料名がわかる文書。2. 瀬戸市小中一貫校カリキュラム編成委員である渡邊康雄及び羽間弘美の右編成に係る派遣依頼文書。3. 上記一貫校カリキュラム編成委員会の開催日がわかる文書。（開催予定表等）」（以下「本件対象文書」という。）の公文書開示請求に対し、瀬戸市教育委員会（以下「処分庁」という。）が平成29年10月12日付け29瀬学教第1379号で行った一部開示決定の処分は妥当である。

2 審査請求人の主張の趣旨

(1) 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、条例第5条に基づき、審査請求人が平成29年9月25日付けで行った本件対象文書の開示請求に対し、処分庁が平成29年10月12日付け29瀬学教第1379号で行った一部開示決定の処分について、その処分を取り消し、開示を求めるものである。

(2) 審査請求の主たる理由

審査請求人の主張するその主たる理由は、概ね次のとおりである。

ア 文部科学省は、学校施設等のアスベスト関係の実態調査及び指導を繰り返し行っていることを、処分庁は認識しているはずであり、以下のような対応が求められ、対応されてきているはずである。

(ア) 使用状況を把握し、点検・維持管理を行うこと。

(イ) 含有の有無については、製造時期、目視・設計図書等により調査し、判断できない場合は、分析が必要であること。

(ウ) アスベスト関係書類は、保存管理を徹底管理すること。

(エ) 関係情報の公表については、ホームページ等活用を検討すること。

(オ) 施設の改修工事等の場合は、工事業者らに情報提供すること。

児童生徒及び教職員の健康・安全に関わることであり、処分庁が今日まで何の対応もしていないことは考えられない。

イ 瀬戸市立小中学校は、建築年代から考えても、多くの学校においてアスベスト含

有建材等が使用されているものと考えられる。

ウ 処分庁は、各校のどこに関係建材が存在するのか、どのような状態にあるのか等把握し、文書化しているものと考えられる。つまり、児童生徒等の安全対策上、把握は不可欠であり、「不存在」は考えられない。

エ 「飛散性アスベストはすでに撤去されている」と断言するが、そうであるならば、客観的な調査結果（図面を含む文書）があり、「非飛散性」についても同様に対応している、つまり文書化していると考ええる。「非飛散性アスベスト含有建材」の危険性を認識しているなら、「把握」すべきことは当然であり、そのような認識こそ、まさに文書の存在を裏付けるものとなる。

3 処分庁の弁明の趣旨

処分庁の弁明は、概ね次のとおりである。

ア 市内各小中学校において飛散性アスベストは既に撤去されている。

イ 非飛散性アスベスト含有建材として、代表的なものにケイカル板、Pタイル及びブリシン吹付け等の建材があり、一部にアスベストが含有されていることは承知しているが、メーカーが不明な建材も多くあること、また、接着剤等図面に記載のない建材にアスベストが含まれている事例もあることから、使用状況一覧表の作成は行っておらず、文書は存在しない。

4 審査請求に係る経過

平成29年	9月25日	審査請求人から処分庁へ公文書開示請求書の提出
平成29年	10月12日	処分庁は公文書一部開示決定をし、通知書を送付
平成29年	12月11日	審査請求人から審査庁へ審査請求書を提出
平成30年	1月4日	審査庁から処分庁へ弁明書提出を依頼
平成30年	1月23日	処分庁から審査庁へ弁明書を提出
平成30年	1月30日	審査庁から審査請求人へ反論書提出を依頼
平成30年	2月13日	審査請求人から審理庁へ反論書を提出
平成30年	2月28日	審査庁から情報公開・個人情報保護審査会へ諮問書の提出
平成30年	2月28日	審査庁から審査請求人へ審査会諮問通知書を送付
平成30年	3月16日	審査

5 審査会の判断の理由

審査請求人は、本件対象文書のうち、処分庁が文書不存在とした「1. 各小中学校におけるアスベスト含有建材使用箇所及び使用材料名がわかる文書」について、文書が存在するとして、不開示事由に該当しないと、開示することを求めている。

このことから、当審査会は本件対象文書について、瀬戸市情報公開・個人情報保護審査会運営規則（平成26年瀬戸市規則第12号）第7条の規定により一部開示決定に係る公文書の提出を求め、審査を行った。

(1) 本件対象文書の保有の有無について

ア 審査請求人は、次のように主張している。文部科学省は、学校施設等のアスベスト関係の実態調査及び指導を繰り返し行っていることを、処分庁は認識しており、各校のどこに関係建材が存在するのか、どのような状態にあるのか等を把握し、文書化しているものと考えられる。つまり、児童生徒等の安全対策上、把握は不可欠であり、「不存在」は考えられない。また、「飛散性アスベストはすでに撤去されている」と断言するが、そうであるならば、客観的な調査結果（図面を含む文書）があり、「非飛散性」についても同様に対応している、つまり文書化していると考える。

これに対し処分庁は、非飛散性アスベスト含有建材として、代表的なものにケイカル板、Pタイル及びリシン吹付け等の建材があり、一部にアスベストが含有されていることは承知しているが、メーカーが不明な建材も多くあること、また、接着剤等図面に記載のない建材にアスベストが含まれている事例もあることから、使用状況一覧表の作成は行っておらず、文書は存在しないと説明している。

イ そこで本審査会は、処分庁が未作成であり不存在とした文書について調査し、審査を行った。

アスベストについては、市内各小中学校の児童・生徒・先生等の健康管理上の問題であり、飛散することにより、健康被害のおそれがあるため、アスベストの使用箇所等のリスト化をしていくことは必要と考えられることから、市内小中学校のアスベストの調査状況並びに文書の作成及び保存状況について、処分庁に対して確認を行った。

処分庁は、「飛散性」のアスベストについては、調査を行い、すべて撤去を済ませ、公表もしている。また、「非飛散性」のアスベストについては、文部科学省からの通知では、調査及びリスト化は義務付けられておらず、「把握に努める」等の状態等の点検・維持管理を行う等の記載とされていることから、特に調査及びリスト化は行っていない。なお、各学校の用務員等が通常の安全管理の中で、床材、天井材等が大きく破損した部分を発見した場合は、学校教育課の施設担当者に連絡し、連絡

を受けた学校教育課の施設担当者は状態を確認し、「非飛散性」のアスベストが飛散するおそれがある場合は、法令等に基づき、調査及び撤去を行うこととしているとの説明であり、文書の存在は認められなかった。

ウ しかしながら、審査請求人が主張するように、各学校の設計図面等から、アスベスト含有の可能性がある建材が確認できるため、例えリスト化されていなくとも、開示することが可能ではないかという観点から、当審査会は、処分庁に確認を行った。処分庁によれば、設計図面は設計段階のものであり、実際に使用しているかについては調査をしない限り不明であり、誤った情報を出してしまうおそれがあるため、開示することはできないとの説明であった。調査を行っていない現状では、これら設計図面を単に「設計図面」として開示請求がなされているのであれば別であるが、本件において審査請求人が開示を求めている本件対象文書に該当するものと判断することはできず、本件対象文書として開示可能な文書の存在は認められない。

エ したがって、当審査会としては、処分庁は、「各小中学校におけるアスベスト含有建材使用箇所及び使用材料名がわかる文書」を保有していないと判断せざるを得ない。

オ しかしながら、アスベストについては、前述のとおり、市内各小中学校の児童・生徒・先生等の健康被害のおそれがあるため、「飛散性」「非飛散性」に関わらず、リスト化・文書化し、安全確保に努めるとともに、公文書開示請求の手続きの有無に関わらず、広く市民に対して、情報提供していく必要があると考えられる。

カ なお、情報公開制度の充実を図り、市民への説明責任を果たしていくためには、公文書の適正な管理は不可欠である。

したがって、処分庁においては、条例第1条に規定するとおり、情報の一層の公開を図り、市の諸活動を市民に説明する責務が全うされるよう適正な文書管理を行うことを強く要望する。

6 結論

以上のことから、本件については、上記1のとおり判断した。